

福岡大学附属大濠高等学校同窓会 関東支部（大濠会）会則

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、福岡大学附属大濠高等学校同窓会関東支部（以下本会という）と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を当該年度の関東支部事務局長宅に置く。

（事務局）

第3条 本会は、主たる事務所に事務局を置くことができる。その運営及び事務局員の任免、職務などの規定は役員会において決定する。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、会員相互の親睦及び母校の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成および管理
- (2) 会員相互の親睦を図るための会合、行事の開催
- (3) 母校の教育活動・事業等への後援
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び役員

（会員）

第6条 本会の会員は福岡大学附属大濠高等学校を卒業し、関東近辺に居する者とする。

但し、在籍した者で、会員の推薦により役員が承認した者も会員となることができる。

2. 名誉会員は、福岡大学附属大濠高等学校の現職員および旧職員で、入会を希望するものとする。

（入会及び会費）

第7条 本会の会員は、役員会において別に定める額の支部会費等を支払うものとし、その支払いを以って入会の申し込みがあったものとみなし、会員となる。但し、名誉会員は支部会費等を免除する。

(会員情報)

第 8 条 本会の会員情報は会員相互の親睦を図るための会合・行事等の案内にのみ使用するものとし、特定の個人・団体の営利目的等に使用してはならない。また、会員情報の管理者（事務局）はその保全に細心の注意を払うこととする。

(退会)

第 9 条 本会からの退会は、以下に該当する場合とする。

- (1) 会員が死亡した場合。
- (2) 転勤、転居等により、関東近辺より住居を移した場合において、会員より退会の申し入れがあった場合。

(役員)

第 10 条 本会は、第 5 条に規定する会員の中から役員を選出する。

2. 役員を選任の方法は、立候補及び推薦によるものとし、それが無い場合は役員会において指名するものとする。
3. 役員任期は 2 年とし、再任は妨げない。
4. 役員は役員会において第 11 条に規定する事項について審議し、決定する。
5. 欠員が生じ、補充された役員任期は、任期満了の前に退任した役員任期が満了する時までとする。

第 4 章 総会

(総会)

第 11 条 本会は会員総会を毎年 1 回開催し、役員会決定事項の報告を行うものとする。

第 5 章 役員会

(構成)

第 12 条 役員会は役員を以って構成する。

(権限)

第 13 条 役員会は次の事項について決議する。

- (1) 役員及び監事の選任及び解任
- (2) 事業報告並びに収支決算及び付属明細書の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 会則の変更

(開催)

第 14 条 役員会は毎月開催する。支部長が開催を不要と判断した場合には、開催しない。

(招集)

第 15 条 役員会は、役員会の決議に基づき支部長が招集する。

2. 役員はその理由を支部長に示して臨時役員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 役員会の議長は、支部長が務める。但し、支部長不在の場合は支部長の指名により、出席役員のうちから選任される。

(議決権)

第 17 条 役員会における議決権は、役員 1 名につき 1 とする。

(決議)

第 18 条 役員会の決議は、役員の過半数が出席し、出席した役員の過半数を以って行う。

(議事録)

第 19 条 役員会の議事については、議事録を作成する。

第 6 章 役員

(役員の種別及び定数)

第 20 条 本会に、次の役員を置く

支部長、副支部長、幹事長、事務局長、会計、監査

また、支部長および役員経験者の中から本部理事を 1 名選出し、本部の理事会に派遣する。

(役員の選任)

第 21 条 役員及び監事は、第 10 条により選出され、役員会の決議によって 75 歳未満の会員から選任する。

(役員の職務及び権限)

第 22 条 役員は役員会を構成し、会則で定めるところにより、職務を執行する。

2. 支部長は本会を代表し、その業務を執行する。

3. 役員は、支部長を補佐し、役員会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、役員の職務の執行を監査し、業務及び財産状況を調査して監査報告書を作成する。

(役員の任期)

第 24 条 支部長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の 9 月開催の役員会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し再任は 3 期までとし、その定年を 75 歳までとする。

2. 役員及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の9月開催の理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補充により選任された役員及び監事は前任者の任期が満了する時までとする。
4. 役員及び監事は、任期の満了または辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお役員及び監事としての権利義務を有する。

(役員退任)

第25条 役員及び監事は、やむをえない事由により退任を希望する場合は、退任届を提出し、退任することができる。

(役員解任)

第26条 役員及び監事が、次のいずれかに該当するに至った時は、役員会の決議によって当該役員を解任することができる。

- (1) 本会の会則及び細則に違反した時。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした時。
- (3) その他解任すべき正当な理由がある時。

(役員資格の喪失)

第27条 前2条のほか、役員は次に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 死亡又は失踪宣告を受けた時。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第28条 本会に会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 会長は支部長経験者から役員が推挙する。
3. 顧問及び相談役は、本会の重要事項について、支部長の諮問に応じる。
4. 顧問及び相談役は役員が推挙し、役員会の決議により委嘱する。

第7章 会計

(事業年度)

第29条 本会の事業年度は毎年10月1日に始まり翌年9月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 本会の事業計画書は、毎事業年度末の総会の開催までに、支部長が作成を指示し、役員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 支部長は前項の書類について役員で承認を受けた後、総会に提出しなければならない。
3. 第1項の書類は、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 31 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、支部長が次の書類の作成を指示し、監事の監査を受けた上、役員会の承認を経て役員会に提出し、第 1 号から第 4 号までの書類については承認を受けなければならない。なお、収支決算の証憑類は当該年度を含め 3 年分を保管する。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告付属明細書
- (3) 収支決算書
- (4) 収支決算書付属明細書

(支出)

第 32 条 費用が発生する場合、当該役員又は会員は事前に支部長（又は支部長が指名する役員）の確認・承認を受け、それに基づき会計担当者が支払いを行う。ただし緊急時などやむを得ない場合は支部長の事後承認を速やかに受けるものとする。

2. 事前承認を受けた後当該役員又は会員が立て替え払いを行った場合、会計担当者は領収書等証憑を受領・確認後速やかに立て替え額を当該役員又は会員に払い戻しする。その後、払い戻した旨を会計担当者は支部長に報告する。

(口座の開設・管理)

第 33 条 口座開設時には、本会資金管理のため、口座情報や口座の利用目的等を記載し、口座を維持管理する。

1. みずほ銀行：普通口座 1590878 福大附属大濠高校同窓会
資金管理、収支に関する受取・支払、関東支部会費の振込み等の口座
2. ゆうちょ銀行：0120-2-614519 福大附属大濠高校同窓会
関東支部会費の振込み口座

第 8 章 会則の変更

(会則の変更)

第 34 条 本会の会則は役員会の決議によって変更することができる。

第 9 章 附則

(附則)

第 1 条 本会則は平成 28 年 10 月 1 日より施行する。